

## 2018年度クルーズ客船等消費促進補助金交付要綱

一般社団法人山陰インバウンド機構

(趣旨)

第1条 この要綱は、クルーズ客船等消費促進補助金（以下、「本補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取県・島根県に寄港するクルーズ客船（DBS クルーズフェリー含む）の乗船客または米子鬼太郎空港定期国際便利用の搭乗客（いずれも原則外国人を対象とする）に対して、鳥取県または島根県内の事業者、任意団体等が、ショッピング、飲食等のためのバス等車両を運行する場合、借り上げ費用及び事業実施に伴う関連経費の一部を支援することにより、山陰両県での消費拡大を図ることを目的とする。

(補助金の交付)

第3条 一般社団法人山陰インバウンド機構（以下「機構」という。）は、前条の目的のため、以下第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施する第2欄に掲げる対象者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の対象期間は、2018年6月25日から2019年3月31日の間とする。また、本補助金の額は、補助事業に要する第3欄に掲げる経費とし、第4欄に定める額を限度額とする。但し、予算額に達した時点で終了とする。

1 条件	2 補助対象者	3 補助額	4 交付限度額
・行程に鳥取県又は島根県内にある、地元のショッピング施設や飲食店等を入れること	・クルーズ船客等を対象に、地元での消費拡大につなげようとする、山陰両県の事業者または団体（任意団体含む）	①車両1台あたり1/2 ②通訳、広報等関連経費	①車両1台当たり50千円 ②上限50千円で実費支給 ○1回あたり200千円 ○1団体あたり 600千円/年度

(補助金等の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請（以下「交付申請」という。）をする者（以下「交付申請者」）は、原則として、補助事業実施の7日前までに、様式第1号による申請書に次に掲げる書類を添えて、機構に提出しなければならない

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 旅行行程表（立寄り箇所名が明記されたもの）
- (3) 車両1台ごとの目標消費（売上）額・一人当たり平均消費額

(交付決定の時期等)

第5条 機構は前条に定める交付申請を受けたときは、提出された書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、本補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに本補助金の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下「交付決定」という。）をするものとする。

2 機構は、前項の場合において、交付目的を達成するために必要があると認めるときは、交付申請に係る事項に修正を加えて交付決定をすることができる。この場合においては、当該交付申請に係る対象事業の遂行が不当に困難とならなければならないようにしなければならない。

3 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から7日以内に行うものとする。

4 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(交付決定をしないことができる場合)

第6条 前条の規定にかかわらず、交付申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定をしないことができる。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの

(補助事業の変更等)

第7条 交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定(この項の規定による承認(以下「変更等の承認」という。))を受けた場合にあつては、変更後のものとする。以下同じ。)に係る次の各号に定める変更をしようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けなければならない。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
  - (2) 交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更
- 2 前項の規定は、補助事業を中止しようとする場合について準用する。
- 3 変更等の承認を受けようとする補助事業者は、様式第4号による申請書を機構に提出しなければならない。
- 4 第5条の規定は、変更等の承認について準用する。

(遂行等の指示)

第8条 機構は、次のいずれかに該当するときは、補助事業者に対し、必要な措置をとるよう指示することができる。

- (1) 対象事業が、交付決定の内容又はこれに付された条件(以下「決定内容等」という。)に従って遂行されていないと認めるとき。
  - (2) その他交付目的を達成することが困難であると認めるとき。
- 2 補助事業者は、次のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を機構に報告し、その指示を受けなければならない。
- (1) 対象事業が予定の期間内に完了しないことが明らかになったとき。
  - (2) その他決定内容等に従って対象事業を遂行することが困難になったとき。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、次のいずれかに該当するときは、様式第5号による報告書を機構に提出しなければならない。

- (1) 補助事業がすべて完了したとき。
  - (2) 補助事業を中止したとき。
  - (3) 交付決定を受けた補助事業の完了予定年月日の属する年度が終了したとき。  
(前2号に該当する場合を除く。)
- 2 前項の報告書には、同項各号に掲げる時点における対象事業の状況を記載した次に掲げる書類その他機構が必要と認める書類を添付しなければならない。
- (1) 事業報告書(様式第2号)
  - (2) 立寄り箇所証明書(様式任意)
  - (3) 食事箇所利用証明書(領収書等のコピー) ※該当の場合のみ
  - (4) 車両1台ごとの合計消費(売上)額・一人当たり平均消費額が分かるもの(様式任意)
- ※(2)(3)は、いずれも利用人数がわかるものであること。

(実績報告の時期等)

第10条 第9条の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 第9条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止の日から20日を経過する日
- (2) 第9条第1項第3号の場合にあつては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

(補助金等の額の確定)

第11条 機構は、第9条第1項の規定による報告を受けたときは、提出された書類を審査し、対象事業が決定内容等に従って遂行されていると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 本補助金の額の確定通知は、様式第6号によるものとする。

(補助金の請求及び支払い)

第12条 補助事業者は前条2項の確定通知を受けた場合は、様式第7号による補助金請求書を提出しなければならない。

2 機構は補助金請求書が提出されたときは、原則30日以内に補助金を支払う。なお、補助金の支払いについては、日本国内の金融機関口座とする。

(交付決定の取消し等)

第13条 機構は、次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が、補助事業に関し、法令、条例若しくは他の規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- (2) 補助事業者が、この要項の規定又は決定内容等に違反したとき(虚偽の申告・報告を含む)。
- (3) 補助事業者が、第8条の規定による指示に従わないとき。
- (4) 補助事業者が、第6条各号のいずれかに該当することが判明したとき。

2 前項の規定は、交付額確定通知を行った後においても適用があるものとする。

3 機構は、第1項の場合以外においても、次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は決定内容等を変更することができる。ただし、対象事業のうち既に遂行した部分については、この限りでない。

- (1) 天災地変その他交付決定後生じた事情の変更により、対象事業の全部又は一部を遂行する必要がなくなったとき。
- (2) 次のいずれかの事由(補助事業者の責めに帰すべきものを除く。)により、対象事業の全部又は一部を遂行することができなくなったとき。
  - ア 対象事業者が対象事業を遂行するために必要な土地その他の手段を使用することができないこと。
  - イ 対象事業者が、対象事業に要する経費のうち、補助金によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないこと。
  - ウ その他交付決定後に生じたやむを得ない事由

4 機構は、第1項又は前項の規定により交付決定を取り消し、又は決定内容等を変更したときは、補助事業者に対し、その旨を通知するものとする。

(補助金等の返還)

第14条 機構は、前条第1項又は第3項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金を支払っているときは、期限を定めて、その部分について支払った額の返還を命ずるものとする。

2 機構は、交付額確定通知を行った場合において、当該交付額確定通知に係る額を超える補助金等を既に支払っているときは、期限を定めて、その超える額の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第15条 機構は、第13条第1項の規定による交付決定の取消しに基づき、前条の規定により補助金等の返還を命じたときは、当該返還を命じた者(以下「返還義務者」という。)に対して、返還義務者が当該補助金等を受領した日から返還を命じた額(以下「返還命令額」という。)の

納付を完了した日までの日数に応じ、当該返還命令額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該返還命令額から既に納付した額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を徴収することができる。

- 2 機構は、前項の規定により加算金を徴収する場合は、前条の規定により補助金等の返還を命ずる際に、あらかじめその旨を返還義務者に通知するものとする。
- 3 補助金等が 2 回以上に分けて支払われた場合における第 1 項の規定の適用については、返還を命ぜられた補助金等は、最後の受領日に受領したものとし、返還命令額が当該受領日に受領した額を超えるときは、それぞれの受領日に受領した額の合算額が返還命令額に達するまで順次受領日をさかのぼり、それぞれの受領日にそれぞれの額を受領したものとする。
- 4 返還義務者は、返還命令額を指定された納付期限までに納付しなかったときは、当該納付期限の翌日からその納付を完了した日までの日数に応じ、その納付しなかった額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付しなかった額から既に納付した額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を機構に納付しなければならない。

（書類の保存）

第 16 条 補助事業者は、次に掲げる事項を記載した書類及びその内容を証する書類を整備し、補助事業等の完了した年度の翌年度から起算して 5 年間、これらを保存しておかなければならない。

- (1) 補助金の出納の状況
- (2) 補助事業の遂行の状況
- (3) 補助事業に係る収入及び支出の状況

（雑則）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、山陰インバウンド機構代表理事が別に定める。

附 則

この要綱は、2018年6月25日から施行する。

年 月 日

一般社団法人山陰インバウンド機構  
代表理事 様

住 所  
申請者 氏 名 ⑩  
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

2018年度クルーズ客船等消費促進補助金交付申請書

クルーズ客船等消費促進補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

補 助 事 業 等 の 名 称	
交 付 申 請 額	
添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 申請団体の概要、組織</li><li>・ 事業計画書</li><li>・ 旅行行程表 (立寄り箇所、バス台数が明記されたもの)</li><li>・ 車両1台ごとの目標消費(売上)額・一人当たり平均消費額 (事業計画書等に記載でも可)</li></ul>

(注) 2018年度クルーズ客船等消費促進補助金交付要綱第6条の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部及び島根県警本部に照会することがある。

様式第2号（第4条、第9条関係）

2018年度クルーズ客船等消費促進事業計画書（報告書）

1 申請者

申請者団体名及び 代表者名	
登録旅行業番号	※旅行会社が申請する場合のみ記載
担当者名	
連絡先（電話番号）	

2 事業の概要

ア 客船(便)名	
	運航会社
イ 寄港日	年 月 日
ウ 補助対象 車両台数 ・ 通訳経費 ・ その他経費	バス借上経費 【 円】 台 通訳費用 【 円】 人 その他費用 【 円】 （下記にバスの行程、経費詳細を記載すること。足りない場合は別紙で添付のこと）
	① 立寄り施設名： _____
	② 立寄り施設名： _____
	③ 立寄り施設名： _____
	・通訳経費 人（言語：英語 人 韓国 人 中国 人 等）
	・その他経費 内容が分かるものを記載のこと

◎申請の際は、経費の積算が分かるものを添付すること（見積等）

◎報告の際は、立寄り施設及び制作物が分るもの（領収書のコピー・作成チラシ等）を添付すること  
また、車両1台ごとの合計販売（売上）額及び一人当たり平均消費額を記載すること

（氏 名） 様

一般社団法人山陰インバウンド機構  
代表理事 福井 善朗

2018年度クルーズ客船等消費促進補助金交付（変更交付）決定通知書

年 月 日付で申請（変更申請）のあったクルーズ客船等消費促進補助金（以下「本補助金」という。）については、本補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助事業  
本補助金の補助事業は、「2018年度クルーズ客船等消費促進事業」とする。
- 2 交付決定額等  
本補助金の交付決定額は次のとおりとする。但し、補助事業の内容が変更された場合は、別に通知する。  
交付決定額 金 円
- 3 補助規程の遵守  
本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等については、本補助金交付要綱の規定に従うこと。

年 月 日

一般社団法人山陰インバウンド機構  
代表理事 様

住 所  
申請者 氏 名 ⑩  
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

2018年度クルーズ客船等消費促進補助金変更(変更・中止)承認申請書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業について、下記のとおり変更(変更・中止)したいので、2018年度クルーズ客船等消費促進補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

補 助 金 等 の 名 称	
交 付 決 定 額	
変 更 ( 変 更 ・ 中 止 ) 後 の 額	
差 引	
変 更 ( 変 更 ・ 中 止 ) の 時 期	
変 更 ( 変 更 ・ 中 止 ) の 理 由	
添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 変更(変更・中止)後の事業計画書</li><li>・ 変更(変更・中止)後の旅行行程表</li></ul>



一般社団法人山陰インバウンド機構  
代表理事 様

住 所  
申請者 氏 名 ⑩  
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

2018年度クルーズ客船等消費促進補助金実績報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の実績について、2018年度クルーズ客船等消費促進補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称	
交付決定額	
実 績	
差 引	
添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業報告書(様式第2号)</li><li>・施設(昼食場所含む)立寄り証明書(様式任意)</li><li>・車両借り上げ、通訳及び制作物等の領収書</li><li>・車両1台ごとの合計消費(売上)額・一人当たり平均消費額(様式任意)</li></ul>

(氏 名) 様

一般社団法人山陰インバウンド機構  
代表理事 福井 善朗

2018年度クルーズ客船等消費促進補助金に係る額の確定について(通知)

年 月 日付で、報告のあったクルーズ船客等消費促進補助金(以下「本補助金」という。)については、下記のとおり補助金の額を確定したので、本補助金交付要綱第11条第1項の規定により通知します。

記

- |   |          |   |   |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金確定額   | 金 | 円 |

